

## 4 保育所の規制緩和等について

### (1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。

答申では、そのほか保育士試験受験要件等の見直し、家庭的保育の活用促進や病児・病後児保育サービスの拡充なども盛り込まれたところ。これを受け、平成20年3月には、「規制改革推進のための3か年計画」が改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われ、「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。  
(別冊資料2、3)

### (2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成18年度に引き続き、平成19年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところであるが、依然として事業実施の要件が守られていない事例があったほか、食物アレルギーや体調不良児等への対応について弊害が生じていると言わざるを得ない状況があったことなどを踏まえ、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、「全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないため、再度評価すべき時期についての意見をまとめた」と決定されたところである。これを受け、平成20年度に再度評価等が行なわれることとなる。

保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことに変更はないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」（平成16年3月29日雇児発第0329002号）の2の留意事項に掲げられた要件の遵守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

なお、特区の評価過程において、「通知を根拠とする特区については、特例措置を全国展開するか、全国展開が容認できないのであれば、法規制の形で明確化するべき。」という意見が出されたことを踏まえ、当該特区を省令を根拠としたものとするため、現在児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の改正作業を行っているところである。

### （3）保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているが、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

## 5 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

### (1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

#### ①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

#### ②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。  
(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

#### ③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

なお、規制改革会議の答申において、定員の弾力化の在り方についても検討することが指摘されている。その具体的な内容については、今後検討していくこととなるが、詳細が固まり次第、追ってお示しすることとなるので、ご留意願いたい。

### (2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

- ① 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児保発第0222001号)において、

- i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、
- ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方お願いする。

- ② 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

### (3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

- ① 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切な御配慮を

お願いしたい。

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししており、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししており、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

#### （4）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配意願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必

要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、更には、徴税担当部局等との連携のうえ、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図らねたい。

#### (5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。については、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

## 6 保育所保育指針の改定について

平成18年12月から「保育所保育指針」改定に関する検討会を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行い、昨年12月に報告書が取りまとめられたところである。

報告書においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護と教育）の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しが必要とされているところである。

現在、パブリックコメントを実施しているところであり、ご意見等を踏まえつつ、本年3月末に告示を公布し、併せて解説書を公表するとともに、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する予定である。

施行については、平成21年4月を予定しているところであり、平成20年度において管内の市町村、保育所その他関係機関への積極的な周知をお願いしたい。（別冊資料4）

## 7 保育所等における事故防止等について

### (1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方お願いする。

また、このことのほか「保育所保育指針について」(平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

### (2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成19年度補正予算においても保育所等の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図っているところである。全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は31.8%、保育所の耐震化率は56%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は52.7%、私立保育所59.1%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。(別冊資料5)

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

#### (参考) 住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）の概要

##### ○補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業  
(保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象)

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

##### ○補助率等

###### (1) 補助率

地方公共団体が実施する場合 国：1/3、地方：2/3  
地方公共団体以外が実施する場合 国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

###### (2) 補助額

実際にかかった費用の1/3（上限あり）

#### (3) 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあると



ころである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しがないなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いする。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成18年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・認可保育所 20件
- ・認可外保育施設 33件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

**(母子保健課關係)**

# 1 周産期医療体制の充実について

## (1) NICU長期入院児の支援策について

### ① NICU長期入院児の状況把握等

地域における周産期医療体制の充実を図るため、従来から「周産期医療対策事業」を実施し、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）及びNICUに併設された回復期治療室（以下「GCU」という。）の整備をはじめ周産期医療体制の整備を進めているところである。当該NICU及びGCU（以下「NICU等」という。）には、一定程度の児童が長期間入院している状況にあるが、当該児童にとっては必ずしもNICU等での入院が適切でない場合もあること、また、NICU等の満床のため、妊婦、新生児の搬送の受入れが困難である事例が一定程度存在することが、課題として指摘されている。

こうしたことから、先般、①NICU等に長期間入院している児童の状況等の把握、②NICU、GCU、小児科病床、重症心身障害児施設等の福祉施設の病床の充足状況等の現状の把握、③既存資源の活用、④不足する病床等の整備及び整備した病床等の活用を依頼する通知（※）を発出したところ。については、衛生（医療）主管部局、母子保健主管部局、民生（障害保健福祉）主管部局と十分な連携を図り適切に対応されたい。（別冊資料1）

また、同通知により、NICU長期入院児や既存資源の状況や不足する病床の整備計画についての情報提供を依頼しているが、4月以降早期に、厚生労働省においてヒアリングを実施することとしているので、特段の配慮をお願いする。

- (※)「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について」（平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知）  
「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知）

## ② 20年度予算案について

20年度予算案において、NICUに長期入院している児童の状況に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、各都道府県にNICU入院児コーディネーターを配置し、現在入院中の医療機関と望ましい移行先（他医療機関、福祉施設、在宅等）との連携・調整等を行う「NICU入院児支援事業」を「周産期医療対策事業」に追加するとともに、「健やかな妊娠・出産等サポート事業」において、周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を内容とした地域の先駆的な取組に対して必要な経費の助成をすることとしているので、積極的に活用されたい。（別冊資料7）

## （2）周産期医療ネットワークの充実等について

平成8年度より、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療を適切に提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を整備する周産期医療ネットワークの整備を進めている。

先般、各都道府県における周産期医療ネットワークの状況を把握するため、「周産期医療に係る実態調査」を実施したところであるが、その調査結果として、①総合周産期母子医療センターのうち、約7割のセンターにおいて、NICU病床利用率が90%を超えていたこと、②同センターの新生児及び母体搬送の受け入れが出来なかった主な理由として、「NICUが満床である」をあげていること、③NICU及びNICUの後方支援の充足状況に関して、一部の自治体において現状の把握ができていないことなどが明らかになった。

については、調査結果を踏まえつつ、現行の周産期医療ネットワークの点検・評価を行うとともに、更なる充実に向けた積極的な取組をお願いする。

また、周産期医療ネットワークが未だ整備されていない4県（山形県、奈良県、佐賀県、宮崎県）については、早急な整備に努めていただくとともに、整備されるまでの間、現行の体制の中で、妊産婦等に対する迅速かつ適切な医療の提供をお願いする。

## （3）健やかな妊娠・出産等サポート事業について

産科医師の不足やNICUの満床による母体及び新生児の搬送受入れ困難事例など周産期医療における様々な問題が顕在化している中で、妊娠・出産の安心・安全の確保が重要な課題となっている。